

## 陪審裁判について-1

以前の記事ではカリフォルニア州における「民事訴訟の仕組み」について紹介しましたが、その際、裁判に関しての詳しい説明はしませんでしたので、今回は2回の記事にわたり、陪審裁判に関して説明したいと思います。第一部の今回の記事では陪審員の選考から原告の口頭弁論が終了するまでを、そして第二部の来月号では被告の口頭弁論から裁判の最終弁論に至るまでを説明します。

### 陪審

米国では殆どの刑事裁判、そして多くの民事裁判において陪審制度が適用されています。この制度により訴訟当事者は彼らの論争を陪審員と呼ばれる人々に審理してもらう機会を得る事ができます。陪審員は通常、裁判が行われる地域に居住する人々で構成されます。一定の例外を除き、米国民は一般的に陪審の義務を果たす責任を負います。郡の事務官は陪審員になる可能性がある人々をDMVに登録されているリストと登録されている投票者リストから検索します。陪審員になる可能性がある人々へは裁判所に出頭するよう通知が送られます。陪審員となる資格を持たない日本人にも陪審義務の通知が送られてくるのはその為です。しかし、普通、そのような人々はDMVのリストから外されます。

陪審員として不適任であるという理由を持つ者、又は他の理由で陪審員としての義務を免除されている者以外は、裁判所へ出頭しなければならず、裁判で陪審員として選ばれるかどうかを待たねばなりません。サンディエゴ郡では「一日」又は「1つの裁判」という規則があります。その意味はある人が裁判所へ出頭し、一日待った後、裁判の陪審員に選ばれなかった場合、その人はその後2年間の間、陪審員としての義務を理由に裁判所へ出頭を求められる事はない、という事です。

### 陪審員の選考

陪審員になる可能性がある人々全ては裁判所に出頭した後、大きな待合室で待機する事になります。そして、名前が呼ばれた場合、特定の法廷へ行くよう指示されます。その際は通常30人又はそれ以上の人々と一緒に移動します。陪審員になる可能性がある人々が訴訟当事者やその弁護士達と初めて対面するのはこの時です。その後、法廷の書記事務員はランダムに12人を選び、陪審員ボックスと呼ばれる陪審員用の席に座るよう指示をします。

次に、弁護士達は彼らの事件に最も適する陪審員を選ぼうとします。つまり、弁護士達は陪審員になる可能性のある人々の偏見や考え方などのより詳しい情報を得るために、彼らに様々な質問をします。

原告と被告はそれぞれ6回のPeremptory Challengeを持ちます。Peremptory Challengeにより弁護士は質問を終了した後、特に明確な理由を示すことなく陪審ボックスの誰かを排除する事ができます。弁護士は通常自分の事件に関して不利になる可能性のある陪審員に対してこのPeremptory Challengeを使います。例えば、私の陪審裁判の際、私の依頼人が受けた痛みや苦痛に対する慰謝料を補償できる人々を選ぶことが最も大切でした。しかし、その際、一人の陪審員になる可能性があった男性は、慰謝料を認める事はとても難しいと発言しました。その為、私は勿論、Peremptory Challengeを使い、その人を排除しました。

理由をつけて陪審員を排除する事もできます。これはある特定の理由や質問を受ける事で判明した理由により裁判の際、公平に行動できないであろうと考えられる者は排除される可能性がある事を意味します。

弁護士達が数多くの質問を済ませ、Peremptory Challengeを行使した後、最終的に13人の陪審員が選ばれます。そのうち12人が陪審員として行動し、13人目の人は陪審員のうちの誰かが病気になった場合や裁判の途中で緊急を要する事柄により陪審員として行動できなくなった場合の補欠となります。

## オープニングステートメント

オープニングステートメントとは事件に関して紹介する事をいいます。その際、事件に関して討論する事は許されません。むしろ、事件の事実を陪審員に提供するのみです。私の裁判の際はコンピューターと特別なソフトを使用し、原告の事件を紹介しました。原告がオープニングステートメントを終了した後は被告がオープニングステートメントをします。しかし、被告には選択肢があり、原告がオープニングステートメントを終了した後すぐに被告もオープニングステートメントをするか、原告の口頭弁論が終了した後、オープニングステートメントをするかを選ぶことができます。

## 原告の口頭弁論

裁判において原告には立証責任があります。本質的に、原告は被告に対して責任を求める個々の訴権を立証するに十分な証拠を提示しなければなりません。民事事件の場合、原告は「証拠が優位である事」を立証する責任があります。その意味は、原告が全ての証拠を示し、その結果、原告と被告の証拠提示が五分五分であったら、被告の勝訴となります。しかし、原告がほんの少しでも多く証拠を提示する事が出来たならば、原告の勝訴となります。いいかえれば、51パーセントの証拠を陪審員に示す事で、原告は勝訴を得る事ができます。

原告は原告側の証人や他の証拠を原告の口頭弁論の段階で提供しなければなりません。例えば、原告の弁護士は原告側の証人を呼び、陪審員に審理をしてほしい事実や情報を引き出す為の直接尋問をします。その後、原告の弁護士は直接尋問を終了し、今度は被告の弁護士が原告側の証人に対して反対尋問をする機会を得ます。

この反対尋問における証拠のルールは違ったもので、皆さんがよくテレビ番組などで目にするような劇的なものの場合もあります。直接尋問は基本的に証人が中心に話をすることになりますが、反対尋問の場合は基本的に被告側弁護士が中心に話をし、原告側証人への質問は、「はい」か「いいえ」で答えられるものが多い事が特徴です。この過程は原告側の証人全てが呼ばれ、終了するまで繰り返されます。

来月号では被告の口頭弁論から裁判の最終弁論に至るまでを説明します。

(この記事は参考として一般的な概要を皆様にお伝えすることを目的としたものであり、個々のケースに対する法律上のアドバイスではありません。)